



平成 19 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ ソ ー 教 育
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 岩 佐 実 次
コ ー ド 番 号 4 7 1 4 (東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 伊 東 誠
電 話 番 号 03-5996-2501

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 4 月 26 日開催の取締役会において、平成 19 年 5 月 24 日開催予定の第 22 回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業の内容を整理するために、目的事項の追加を行うものです（第 2 条）。
- (2) 社外監査役として独立性の高い適切な人材が迎えられるよう、また、その職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨を規定するものであります。（変更案第 38 条）。
- (3) 上記変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所であります。）

現行定款	変更案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第 2 条	第 2 条
(1)～(11) (条文省略)	(1)～(11) (現行どおり)
(新設)	<u>(12) インターネットを利用した教育、教養等の</u>
(新設)	<u>講座の企画、開発、運営</u>
(12) 前各号に付帯する一切の事業	<u>(13) 労働者派遣事業</u>
	<u>(14) 前各号に付帯する一切の事業</u>

現行定款	変更案
<p>第3条～第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条～第37条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第41条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第42条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条～第37条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第38条 <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第39条～第42条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第43条～第45条 (現行どおり)</p>

以上